

平成25年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年 5月 2日					
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成25年5月2日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成25年5月2日 午後1時19分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	○			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	多胡 裕司		野尻 秀隆			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	高橋 豊	
	産業振興課長	副 島 俊樹		建設課長	小栗 幹夫	
	保健福祉センター次長	早坂 政志		町民課長	朝日 大二	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて
6	議案第35号	町税条例の一部を改正する条例
7	議案第36号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
8	議案第37号	平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）
9	議案第38号	平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
追加1		緊急質問
10	意見書案第2号	T P P 協定交渉参加断固反対に関する意見書の提出について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成25年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。
金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 第2回臨時会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

3月8日開会の定例会以降本日までの会議、行事、事業等につきましては、書面のとおり、3月10日から日を追って4月27日まで記載のとおりでございます。ごらんいただきたいと存じます。

口頭で1件、御報告を申し上げます。

除雪作業中の事故について報告申し上げます。

3月3日日曜日の朝5時15分ごろ、町所有の7トンの除雪トラックで下トラリ方面を除雪作業中の除雪業務委託業者の運転手が、住宅の軒部分とトタン屋根の一部を破損させる事故が発生いたしました。除雪業務を委託しております高橋・バンドウ・渡邊特定除雪共同企業体には、日ごろより安全運転、安全作業の徹底を指導をしていたところでありますが、このたびの事故発生につきましては非常に残念に思っております。幸い、住宅の住民と運転手の双方にけがはなく、大事には至りませんでした。今後、より一層の安全管理を徹底するよう委託業者に指示をしたところであります。また、今回の事故にかかわる必要な経費を予算計上しておりますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

なお、この件について、町長より、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決

処分の報告について1件が平成25年4月16日付で提出されており、これを報告済みといたします。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番多胡議員、4番野尻議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、昨日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 平成25年陸別町議会第2回臨時会の運営について、昨日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今臨時会に町長から提出されました議案は、専決処分の承認を求めることについて3件、条例の一部を改正する条例2件、平成25年度補正予算2件の7件であり、議会関係では意見書の提出1件で、合わせて8件であります。配付のありました議案等の内容を総合的に勘案し、今臨時会の会期については本日1日間とすることに決定いたしました。

審議につきましては、お手元にお配りした日程表のとおり進めてまいりたいと思っておりますが、平成25年度補正予算案2件につきましては一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決は別々に行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 議案第32号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第32号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、これを報告いたしまして承認を求めるものでございます。

専決処分書としては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく支払い遅延に対する遅延利息の率の改定に伴いまして、陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたものでございます。陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、産業振興課長のほうから説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、遅延利息の率が3.1%から3.0%に改正されることに伴う改正でございます。

別紙のほう、3ページでございます。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町新農業人育成に関する条例（平成12年陸別町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中、年3.1%を年3.0%に改める。

附則。

施行期日、1、この条例は平成25年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の陸別町新農業人育成に関する条例第10条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお従前の例による。

以上となっております。

以降、御質問にお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第33号専決処分の承認を求めることについて

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第33号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第33号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

先ほどと同じく、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく支払い遅延に対する遅延利息の率の改正に伴いまして、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、次のとおり専決処分をしたものでございます。

医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、内容につきまして保健福祉センター次長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(早坂政志君) 議案第33号の専決処分の内容について、説明を申し上げます。

6ページの別紙のほうをごらんいただきたいと思います。

提案の理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、専決処分の理由のとおりでございます。

条文につきましては、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を次のように改正する。

第9条中、年3.1%を年3.0%に改める。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

経過措置としまして、改正後の医療技術職員養成修学資金貸付条例第9条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、条例の説明を終わらせていただきます。

以降、御質問によりお答えをしておりますので、御審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第34号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第34号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤絃一君）〔登壇〕 議案第34号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

国などの交付金の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと判断をし、認め、次のとおり専決処分をしたものでございます。

平成24年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の内容につきまして、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第34号専決処分の承認を求めることについて

て御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

平成24年度陸別町一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,027万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,783万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、18ページをお開きください。

今回の歳出につきましては、先ほど町長から説明ありましたとおり、国等の交付金の額が確定し、歳入の予算が確定をしたことに伴いまして、歳出においては基金に積むものがあります。

2、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費25節積立金7,027万9,000円の補正であります。内訳としては、ふるさと整備基金積立金2,188万5,000円、いきいき産業支援基金積立金4,332万4,000円、町有林整備基金積立金507万円です。

なお、説明資料ナンバー1に、平成24年度末の各基金の状況一覧を付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、13ページをお開きください。

1、歳入。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税1節自動車重量譲与税、譲与税の確定に伴いまして、547万9,000円の減額となります。

同じく、2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税1節地方揮発油譲与税、これも同じく、確定に伴いまして50万円の減額となります。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金1節利子割交付金、これも、確定に伴いまして2万5,000円の減額となります。

次のページ。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金1節配当割交付金、これは14万9,000円の追加補正となります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金1節株式等譲渡所得割交付金、これは9,000円の減額となります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金1節自動車取得税交付金、798万1,000円の追加の補正となります。

次のページ、15ページであります。9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税

であります。このたび、特別地方交付税が確定をしたことが大きな要因であります。それとあわせて、普通地方交付税において、当初確定した額より、国の補正予算において、調整率の復活に伴いまして、496万6,000円ほど追加で交付されました。3月に70万2,000円補正しておりますので、その差額分の補正ということになります。

なお、特別地方交付税につきましては、2億4,439万5,000円の確定であります。したがって、予算計上額1億8,000万円を計上しておりますので、その差引額6,439万5,000円の特別地方交付税の補正となります。

それから、普通地方交付税につきましては、先ほど説明した496万6,000円の追加に伴いまして、23億9,650万6,000円の確定となります。したがって、496万6,000円のうちから、先ほど言いました、3月で補正している70万2,000円を除く426万4,000円の補正となります。合わせて6,865万9,000円の補正となります。

10款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金1節交通安全対策特別交付金、これについては1万1,000円の減額となります。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金500万円。内訳としては、臨時市町村道除雪事業費補助金であります。これは、国の市町村道の除雪費補助の特例措置として、全国122市町村が交付対象になります。道内では42市町村が交付対象になりますけれども、そのうち、陸別町として500万円の交付をいただくことになりました。

次のページになります。15款財産収入2項財産売払収入2目物品売払収入1節生産物売払収入、町有林立木売払収入507万円の補正であります。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄付金1節総務費寄附金、これは1件の寄附がございました。200万円であります。これについては、ふるさと整備基金のほうに積み立てをするということになります。それから、先ほどの町有林の立木売払収入507万円については、町有林整備基金のほうに積み立てとなります。

17款繰入金1項基金繰入金ですが、これは、歳出の各事業費の確定に伴いまして、各基金に戻す予算となります。1目のふるさと整備基金繰入金1節ふるさと整備基金繰入金、1,180万円の減額であります。内訳としては中学校改修事業充当分で1,000万円の減額、高齢者交流センターの事業費分で180万円の減額となります。2目のいきいき産業支援基金繰入金1節のいきいき産業支援基金繰入金、76万円の減額であります。これは、優良家畜導入支援事業の確定に伴いまして76万円の減額となります。それから、3目のふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金1節のふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、332万円の減額であります。内訳は、ここに記載のとおりであります。

次のページ、これも、ふるさと銀河線の基金でありますけれども、企画関係の補助金等交付事業が120万円。以下、ここに記載のと通りの減額となります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入、3

32万4,000円の補正であります、これは優良家畜導入貸付金の繰上償還金になります。これは、いきいき産業支援基金のほうに積み立てということになります。

以上、雑駁な説明で恐縮でありますけれども、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第35号町税条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第35号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第35号町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律などが公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第35号町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

町税条例の一部を次のように改正する、であります。

改正内容につきましては、資料ナンバー2の1、2の2、3の1から3の10までにつ

いて御説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー2の1をお開きください。

今回の改正概要であります、まず、第23条第2項であります。寄附金税額控除ということですが、これにつきましては、復興特別所得税が徴収されることに伴うふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しでございます。これの適用につきましては、平成27年1月1日ということでございます。

続きまして、第43条第5項、固定資産税の納税義務者等、及び、第106条第4項、特別土地保有税の納入義務者等についてでございます。この改正といたしましては、旧独立行政法人緑資源機構法が平成24年8月22日に廃止され、旧農用地整備公団法についても同様の措置がなされたことから、関係条文を削除するものでございます。こちらの適用につきましては、平成25年4月1日ということでございます。

続きまして、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例。これにつきましては、国税の見直しに合わせた町税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げでございます。適用につきましては、来年、26年の1月1日からとなります。表で示してございますが、延滞金の1カ月以内、それから1カ月以降につきまして、現行と改正後を比較した形となっております。まず、1カ月以内の延滞金でございますが、現行で本則7.3%の特例として、現在4.3%となっております。改正後は、これが3%ということになります。この3%は、その3%の下に米印でかっこ書きとしておりますが、2%プラス1%、合わせて3%ということですが、この2%というのは、さらに欄外下段にあります米印は、特例基準割合が2%の場合であるということでありまして、この特例基準割合というのは、財務大臣が告示する率でございます、貸出約定平均利率、現在、これが1.0%、端数がついているのでございますが、この端数については端数処理することになってございまして、1%として定まっているものでございます。それに1%を加算した額ということで、この米印2%ということになります。それから、次に、延滞金1カ月を超える部分につきましては、現行で本則どおり14.6%、それから、改正後は9.3%、これも同様に、2%に7.3%を加えるという計算方法になります。したがって、それぞれ比較いたしますと、延滞金については、1カ月未満は1.3%の減、1カ月以降のものについては5.3%の減となります。ここで心配されることは、どの程度の影響が出るかということですが、いろいろなケースがありますので、金額を一概に言えないところもありますが、過去の延滞金の収入実績を調べましたら、23年度で11万3,000円、24年度で11万7,000円ほど、収入となっております。件数にしまして、23年は15件、24年は12件ということで収入されております。

続きまして、附則第4条でございます、納期限の延長に係る延滞金の特例。これは、前条の改正に伴いまして、特例の改正であります。こちら、新旧対照表のほうをごらんいただきたいのですが、資料3の3でございます。こちらで、前条というのが、第4条に対しまして第3条の2ということになりますので、上段の延滞金の割合の特例というところで

ございまして、ここの現行条例の中に、第3条の2、その2段目ではありますが、第42条が、改正後、削除となります。その42条の部分に関しまして、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の部分にかかわる条項が削除になったものですから、今回の改正となります。

それから、次に、附則第4条の2でございまして、公益法人等に係る町民税の課税の特例でございまして、法律改正に伴う条項の整理ということになってございまして。

続きまして、附則第7条の3の2でございまして、こちらは、この前条の7条の3、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の関連でございまして、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除という部分でございまして、これの控除限度額の延長について改正するものでありまして、適用期限は居住年が平成29年であるものまでとし、4年間延長するものでございまして。現在25年の3月末日でこの制度は期限が切られておりますので、これを4年間延長するというものでございまして。

続きまして、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございまして。これは震災復興の関係でございまして、復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する措置を講ずると読みかえる規定を追加したものでございまして。

続きまして、附則第10条の2になります。こちらにつきましては、下水道の除害施設、いわゆる下水道に放流する前に、下水道に放流できるレベルまで水質を処理する施設のこととございまして、これに係る課税標準の特例措置で軽減率を4分の3とする条項の追加でございまして。こちらにつきましては、25年4月1日の適用となります。

続きまして、附則第10条の3になります。新築住宅に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということとございまして、これは、前条の追加によりまして条項が変更し、繰り下がった形となったものでございまして。

続きまして、附則第17条の2第3項優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございまして。こちらにつきましても、法律改正に伴う条項の整理ということになっておりまして、この適用につきましても26年の1月1日ということになっております。

続きまして、附則第22条の2第1項及び第2項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についてでございまして。こちらにつきましても、資料のナンバーが3の6でございまして、こちらをごらんいただきたいと思います。こちらの読みかえ規定でございまして、現在、第1項で、現行条例を見ていただきますと、下段のほうにいろいろと読みかえ規定がございまして、こちらの規定を改めて整理して、表にあらわした形となったものでございまして。それともう1点、東日本大震災により滅失等をして居住の用に供することができなくなった土地の相続人が譲渡した場合は、被相続人がその土地を所得した日をもって引き続き所有していたとみなすということを規定した1項が追加されまして、それが第2項となったものでございまして。

続きまして、附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間

等の特例でございます。こちらにつきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除に対しても、附則第7条の3の2と同様の措置が講じられるよう改正したという内容でございます、こちらは平成27年1月1日からの適用となります。

続きまして、附則でございますが、こちら、議案書にお戻りいただきまして、読み上げたいと思います。

議案書、21ページでございます。

附則。

施行期日。第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する、ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1号、第23条第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定、これにつきまして平成26年1月1日からということになります。

続きまして、第2号、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定、平成27年1月1日からの適用となります。

次に、延滞金に関する経過措置であります。

第2条、改正後の町税条例（以下「新条例」という）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるということでございます。

続きまして、次のページ、22ページになりますが、町民税に関する経過措置。

第3条、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以降に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第3項、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以降の年度分の個人町民税について適用し、26年度までの個人町民税については、なお従前の例による。

続きまして、固定資産税に関する経過措置でございます。

第4条第1項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成25年度以降の年度分の固定資産税について適用し、24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第5項の規定の適用については同項中「書類及び」とあるのは「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並び

に」とするという附則となっております。

以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第36号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第36号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第36号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律などが公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） 議案第36号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。陸別町国民健康保険税条例（昭和27年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する、であります。改正内容等につきましては、説明書の資料ナンバー4と、資料ナンバー5の1から5の4で御説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー4をごらんください。

この資料につきましては、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等に

ついて記載したものでございます。

読み上げます。

平成25年度税制改正の大綱、平成25年1月29日閣議決定の抜粋でございますが、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間、4分の1減額とする措置を講ずるものであります。

続きまして、①であります。保険税軽減制度に係る特例の部分でございます。

軽減を受けている世帯について、従前と同様に軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者、いわゆる後期高齢者医療制度に加入した方を特定同一世帯所属者と言います。これを含め、軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とするものでございます。

例といたしまして、この枠で囲った中に、夫婦2人世帯のケースで、夫、世帯主、75歳以上、妻、75歳未満の例が出ておりますが、平成20年3月までは、まず、この算定にかかわる計算方法でございますが、35万円に、世帯に属する被保険者数を掛けたものに33万円以下の額を足すという計算式が、現行では、特例といたしまして、35万円に、世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数値、いわゆる特定同一世帯所属者、後期高齢者医療の制度を受けている方の合計数ということになりますが、プラス、33万円以下の額を足したものでございます。いわゆる後期高齢の部分の合計者数を算定しております部分が、5年間と今限定されておりますが、これについて、まず恒久化するという制度内容でございます。

もう1点は、②といたしまして、世帯割に係る配慮ということでございまして、二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯、これは特定世帯と言いますが、となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分、2分の1の半分で4分の1として3年間延長するという内容でございます。こちらも枠内にフロー図がございまして、20年3月までの制度との比較でございます。世帯の中に、夫、妻とも国保世帯、これが、現行制度ですと、夫が後期高齢者に移行しますと、奥様だけが国保世帯ということになりまして、ここの世帯別平等割額が現在2分の1軽減されているということでございます。これが現行の制度では、後期高齢者医療に移行後5年間となっておりますが、これが今度、さらに3年間延長しまして、2分の1ではなく、延長した中で4分の1を軽減しようということで、ここで、課税される額としては4分の1の逆数で4分の3の額が賦課されるという形になるものでございます。

資料ナンバー4の説明は以上とさせていただきます。次に新旧対照表、資料ナンバー5の1をお開きください。

当町の保険税の課税方法は、現在、所得割、それから資産割、均等割と世帯別平等割か

ら構成されております。今回の改正内容につきましては、そのうち、世帯別平等割額の基礎的な項目の追加と、それに伴います減額及び減免の規定における改正内容となっております。

それでは改正部分、第5条の2でございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額であります。その世帯別平等割額の中でも、この部分につきましては、医療分とされております基礎額等についての規定でございます。今、四つの割額の御説明をさせていただきましたが、さらに、国保税の内訳の区分といたしましては、医療分と後期高齢者支援分、それと介護分というこの3本立てになっておりまして、今回の改正は、医療分と後期高齢者支援分という部分に係るものが対象となった改正内容となっております。

こちらにおきましては、先ほどのフローに戻りますけれども、下段で示してございます、現行の2分の1軽減世帯につきましては、こちらを、今、特定世帯と称しております。それと今度は、さらに3年間延長する部分について特定世帯を継続するという意味で特定継続世帯という位置づけがなされました。それに伴いまして、こちらの中段ちょっと下くらいに表示しておりますが、2万2,000円、こちらのものにつきましては、いわゆる一般世帯と言われている部分でございます。その部分の基礎的な額となっております。平等割額の基礎額として2万2,000円。特定世帯になられた後期高齢者と国保の一般の方が混在している世帯につきましては、現在、2万2,000円の基礎額の2分の1が減額されているということで、2万2,000円掛ける2分の1で1万1,000円。それから、今回3年間延長部分につきましては、第3号で示しております特定継続世帯、こちらにつきましては4分の1減額になりますので、2万2,000円に4分の3を掛けた値として1万6,500円の賦課額となるものでございます。こちらが医療分についての内容でございます。

続きまして、後期高齢者支援分という部分の世帯別平等割額についてであります。

第7条の3でございますが、こちらにつきましても、まず、基準の額といたしましては、一般世帯9,000円ということで第1号に示してございます。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ということで一般世帯ということになります。第2号で特定世帯、5年間の額でございますが、これが9,000円の2分の1で4,500円、それと、特定継続世帯、5年を過ぎて8年目までの3年間9,000円の4分の3の額で6,750円ということになってございます。

ちなみに、今、当町では、国保世帯が3月末におきまして503世帯、これは実数でございますが、それに対しまして、24年度で、この特定世帯となっていた世帯数は71世帯でございます。この71の中には、日々、移動がございますので、累計数といいますか、特定世帯として扱った数値として押さえていただければと思います。503世帯と71世帯ということでありまして。

続きまして、一番下、第23条であります。こちらにつきましては、国民健康保険税の減額ということでございます。これは、所得の少ない方に対する規定でございます。

軽減措置として7割、5割、~~4~~割を軽減するものでございます。軽減措置される方についての今の特定世帯と特定継続世帯の額等について定めた内容となっております、資料の5の2をお開きください。

まず、第1号、こちらについては7割軽減の世帯の内容となっております。7割軽減された世帯につきましては、額としては、①番、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ということで1万5,400円となっておりますが、これは、資料5の1の第5条の2、最初の条例の本当の基礎となる2万2,000円をベースに、これに70%を掛けた額が1万5,400円ということになります。これが、ここで軽減者のそれぞれの減額額となりまして1万5,400円に2分の1を掛けたものが特定世帯として7,700円、それから、延長となる3年分については、特定継続世帯として1万1,550円ということになります。これについても、7割軽減世帯に関するこの部分であります、こちらにつきましては、医療分ということになります。

次に、エの部分でございます。エの部分については後期高齢者支援等に係る部分でございます、こちらにつきましても、資料ナンバー5の1の下段に記載しております、一般世帯の9,000円がベースとなりまして、9,000円に70%を掛けた額が6,300円、①番でございますが、これが一般世帯の額となります。それと②番、これは①番に2分の1を掛け算して得る額でございます、3,150円、③番の、今回新たに生まれた特定継続世帯につきましては、4,725円、これは6,300円に4分の3を掛けた額となります。

次は、第2号でございますが、先ほど、7割軽減、次は5割軽減の世帯ということになります。5割軽減世帯につきましても、計算方式は、それぞれ7割軽減世帯と同様の計算方式となります。①番の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については1万1,000円、②の特定世帯については5,500円、新たに定まった特定継続世帯については8,250円ということになります。イにつきましても、医療分ということの内容でございます。

続きまして、エの部分でございますが、エの部分については後期高齢者支援分ということでございまして、変更部分のみ御説明します。延長された3年間分の特定継続世帯と称される部分については、3,375円ということになります。

続きまして、第3号でございますが、2割軽減が対象となる方の減額分でございます。まず、イにつきましても、医療分ということで先ほど同様の算定式に基づきまして、①番、一般世帯では、基礎となる医療分についての2万2,000円掛ける20%で、4,400円という額になります。特定世帯につきましては、その4,400円の2分の1の額で2,200円、3番目の特定継続世帯につきましては、4,400円の4分の3という額になるものでございます。

減額分の最後でございますが、エの部分でございます。後期高齢者支援分に対するものでございまして、③の特定継続世帯、これにつきまして1,350円ということになるもの

でございます。

続きまして、資料5の3の下段、第25条の2であります、国民健康保険税の減免。

第3項第3号でございますが、平等割額の部分でございます。こちらについて、旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、この旧被扶養者と申しますのは、国保以外の保険、社会保険等に加同一世帯において特定世帯となった場合に国保へ加入となる被扶養者、御夫婦お二人の世帯で、例えば社会保険におられて御主人が国保に加入した、そうしますと、残った奥様は社会保険から国保に移行することになるわけですが、その奥様を称して旧被扶養者という定義になっております。その旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、被保険者平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、5割、7割軽減に該当する世帯または特定世帯である場合についてはこれを行わないということでありまして、現行の条例の中では、資料5の4の部分でございますが、現行条例の中では、アとイということで二本立てになっておりまして、軽減非該当世帯、一般世帯については2分の1の軽減、それと、2割軽減に該当する世帯につきましては、軽減前の額の10分の3ということになってございます。これに加えまして、今回、国保が特定継続世帯に対する世帯別平等割額の軽減措置を講じたことによりまして、新たに制度が追加されたものでありまして、その中身はウとエということになります。

ウにつきましては、軽減非該当世帯の特定継続世帯ということですが、この部分につきましては、一般の特定継続世帯ということですが、特定継続世帯に該当することによる世帯平等割、2.5割、いわゆる4分の1ですね、読みかえれば4分の1ということになりますが、2.5割軽減前の額の2.5割を、さらに減免するということとなります。したがって、これでどうなるのかといいますと、今までは、特定世帯平等割4分の1軽減されたものに対してさらに2.5割の軽減が出てまいりますので、結局は、医療分に関して申しますと、2万2,000円の4分の1が減額される。すると、プラス2.5割分、またさらに4分の1が減額されるという内容になりまして、トータルで2分の1の減免、いわゆる従来のこういう特定同一世帯になった方も、現行の制度であります内容と同一に、トータルで、軽減、減免合わせまして2分の1軽減されるという内容になります。

それと、エの部分ですが、2割軽減に該当する特定継続世帯、特定継続世帯に該当することによる世帯平等割、2.5割軽減及び2割軽減前の額の1割と、ちょっとややこしい表現になっておりますが、こちらの説明につきましては、まず、医療分でイメージしていただければと思いますが、全体で2万2,000円、そのうち半分が減額となるのですが、その内訳として、4分の1が軽減分として5,500円になります。2万2,000円のうちの4分の1で5,500円。それから、2割軽減額といたしましては3,300円になります。最後、軽減前の1割というのが2,200円になりまして、トータルで2万2,000円の基礎額の半分軽減されるということになるのですが、今の説明で御理解いただけますでしょうか。一応、トータルでは2分の1軽減されると。それで、旧被扶養

者に対しての軽減は、特定世帯も、それ以外の世帯も、トータルで2分の1軽減ということになるという結果となります。

続きまして、附則の第16項でございますが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例であります。こちらにつきましても、法律の改正によりまして変更となった条項番号の整理となっているものでございます。

最後になりますが、附則に戻ります。議案第36号の24ページをお開きください。

附則。

施行期日。第1条、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第16項の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

適用区分。第2条、次項に定めるものを除き、改正後の陸別町国民健康保険税条例（以下「新条例」という）の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上でございます。

以降、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。予定されている方、何人ぐらいいらっしゃいますか。

11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第36号について質疑を行います。質疑はありますか。

河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 説明がなかなか、これは数式で入れてしまえば簡単なのかもしれませんが、言葉で説明を受けると大変難しい思いをして聞いたのですけれども、最初に、軽減率が7割、5割、3割というような説明があったのですが、途中の中の一つ一つの項目のところでの説明では、資料の5の3のところの説明では、2割軽減ということが出ていたのですけれども、その軽減の額について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） 資料の5の3でございますが、先ほど御説明いたしました第3号についてでございますが、この3号です、私、2割軽減が正解なのでありますけれども、ここで、たしか、3割と言ったような記憶がございます。したがって、3号につきましては、2割軽減の世帯が対象となっているものであります。改めて訂正し、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第37号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

◎日程第9 議案第38号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第37号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）と日程第9 議案第38号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第37号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ778万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,767万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第38号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ220万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,326万5,000円とするものでございます。

37号、38号一括上程をさせていただきたいと存じます。内容につきましては、副町長のほうから説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第37号について御説明を申し上げます。

平成25年度陸別町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。

5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用対策費13節委託料548万1,000円、起業支援型雇用創造事業であります。

説明資料ナンバー6をお開きください。平成25年度雇用対策関係事業一覧表（補助事業）の分であります。

区分として、緊急雇用創出推進事業、左側の重点分野雇用創出事業、人材確保、就業機会の充実、新卒者ということで、この項目については当初予算で計上済みとなっております。

右側の起業支援型雇用創造事業、ここの欄が、今回補正に計上している内容となります。目的及び対象者については、起業後10年以内の企業等を委託先とし、地域の安定した雇用の受け皿を創出する。作業機械オペレーター。事業名でありますけれども、陸別町コントラクター利用拡大促進事業であります。委託先は、陸別町コントラクター株式会社。雇用人数及び雇用期間については、2名の10カ月であります。予算額については、548万1,000円。そのうち補助金が548万円入ってきます。内容でありますけれども、堆肥の移動業務、作業機械の整備、作業機械オペレーター業務、担当課は産業振興課となります。

それでは、予算書5ページのほうにお戻りください。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節補償補填及び賠償金、10万円、車両事故の賠償金であります。これは、先ほど町長の口答行政報告にありました、3月3日の除雪中における事故に係る賠償金であります。

8款土木費5項下水道費1目下水道費28節繰出金、220万5,000円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金となります。

以上で歳出終わりました。歳入4ページをお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額20億8,810万3,000円、これは当初予算におきまして、普通地方交付税19億810万3,000円、それから特別地方交付税1億8,000万円、今回、普通地方交付税で220万7,000円を補正をさせていただきました。これによって、普通地方交付税は19億1,031万円、特別地方交付税1億8,000万円で、合わせて20億9,031万円の地方交付税の予算となります。

14款道支出金2項道補助金3目労働費補助金1節労働諸費補助金、548万円、これは今説明させていただきました緊急雇用創出推進事業補助金であります。

19款諸収入5項雑入2目弁償金1節弁償金、車両事故損害賠償金、9万9,000円であります。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第38号についての説明を申し上げます。

議案第38号平成25年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費11節需用費、220万5,000円、これは修繕料であります。内容としては、陸別浄化センター内の浄化処理された汚泥を最終沈殿池にかき混ぜて落とす機械の一部が経年劣化により破損したために、その修繕料として計上しているものであります。なお、説明資料ナンバー7の1、7の2を付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次に、歳入4ページをごらんをいただきたいと思っております。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、220万5,000円あります。これは財政対策分ということになります。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第37号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について質疑を行います。事項別明細書は4ページから5ページまでを参照してください。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 5ページの緊急雇用対策費の中から、起業支援型雇用創造事業ということで548万1,000円が上げられております。説明の中では、今回、陸別町のコントラクターの株式会社が、2人を10カ月間採用するというようなことで資料もいただいておりますが、この中で、この10カ月間、2人の採用の仕方です。どのような募集をして、どこが面接なり何なりして採用していくのか、その辺についてお知らせをいた

だきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この事業は、陸別町コントラクター株式会社に陸別町が委託する形をとっておりますので、委託を受けたコントラクター会社がハローワーク等を通じて職員を募集して、採用は、それぞれ委託先の会社が行うという形になっております。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 事業の内容を見ると、この春からというふうになると思うのですが、時期はいつごろからか、委託業者のほうと町側と、その辺の打ち合わせはできているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 時期につきましては、事業の開始見込みを6月1日からというふうに見ておりまして、6月から3月いっぱいの10カ月というふうに見込んでおります。会社等との打ち合わせにつきましては、議決後、行うこととなります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第38号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。事項別明細書は4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎緊急質問の申し出の件

○議長（宮川 寛君） 多胡議員より、昨日の議員協議会において町長から報告のありました北勝光生会の虐待問題について緊急質問の申し出がなされております。

この件について、議会運営委員会で取り扱いを協議するため、暫時休憩いたします。なお引き続き、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（宮川 寛君） 多胡議員からの緊急質問の取り扱いについて議会運営委員会で協議しましたので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 先ほど議会運営委員会を開き、緊急質問の取り扱いを協議しました。多胡議員の緊急質問を認め、日程に追加し、追加日程第1としてとり行います。

◎日程追加の議決

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

委員長の報告は、緊急質問を認めようとするものです。日程に追加日程第1として追加し、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、多胡議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言

を許すことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時04分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第1 緊急質問

○議長（宮川 寛君） 多胡議員の発言を許します。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、緊急質問を通告どおりさせていただきます。

北勝光生会のしらかば苑の虐待のことについてなのですけれども、最近、町内でもいろいろな憶測を呼ぶうわさが流れております。また、昨日、議員協議会の報告の中で町長のほうから、北勝光生会のしらかば苑において虐待があったということで、本当に虐待があったということで間違いないですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） そのような報告を、議員がおっしゃるような報告を受けておりません。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、間違いなく本当に重大なことが起きてしまったということで、いつごろ、また、どのような虐待だったのか、また、町には北勝光生会側からどういう説明があったのか、わかる範囲で結構です。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 最初に私どもに第一報がありましたのは、4月1日月曜日であります。あわせて、十勝総合振興局へ一報を入れたという北勝光生会からの連絡がありました。その後、道として十勝総合振興局の担当者が、特別養護老人ホームしらかば苑等に聞き取り調査に入ることになりました。それに当たって陸別町の担当者も立ち会ってもらいたいというようなことで、具体的には、4月12日並びに4月17日、4月22日、この3回にわたって聞き取り調査、実態調査があったという報告を受けております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 本当に、事は重大だと私も思います。そして、入所者の、現在入られている方の安全ですとか、本当にどうなっているのかなという心配が多いのと同時に、保護者への説明があったのかどうか、北勝光生会としてですね。当然、このような重大なことですから、速やかに行われているものかなと思うわけなのですけれども、今後、町として、道または振興局からの指導があった場合に、どういう形で町としてかかわっていくのか、本当に歴史ある、恐らく40年ぐらいたっている、歴史ある介護施設だと思う

のですけれども、起きてはならないことが起きたということで、恐らく町民にいろいろな不安ですとか、いろいろあると思うのですけれども、今後、町としてどうかかわり方をしていくのか。また、北勝光生会のほうから、入所者の安全性だとか保護者への説明だとかあったのかどうか、そこら辺を聞きます。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 今、私どもが聞いている虐待の中身につきましては、内容につきましては、顔をたたいたり、あるいは、言葉のいじめがあったというふうな、主にですね、いろいろあるのですが、主にはそういうことを内容として聞いております。

社会福祉法人北勝光生会の理事長と職務代理人2名が、昨日、5月1日に、これらの発生している件について謝罪と、当面の対応の対策の報告があったということであります。つまり、私としては、十勝総合振興局の実態調査がまだ続いているというふうに報告を受けておりますから、まだ結論まで至っていないという段階での理事長を初め職務代理人が来ましたが、聞きおくしかないという段階だと、昨日の段階で、本日もまだその段階でありますけれども。ですから、まだ継続されると、最終的な道の判断が出るときには、陸別町にも何らかの連絡があるというふうに思っております。私としては、継続でありますから、道の対応策、これらについて方向性が定まった段階で、陸別町としても実態の調査の内容を聞きながら、私どものしなければならないことを進めていきたいというふうに思っておりますが、法人は法人で、きのうの話ですと、利用者の家族には説明に行っているというふうに聞いておりますし、また、担当者からは、まだそこまで家族のほうに詳しく説明に行っていないのではないかというような行き違いがありますから、まだそれらについても調査中ということで御理解いただきたいと、こんなふうに思っております。

この社会福祉法人北勝光生会につきましては、議員おっしゃるとおり、昭和48年、前町長の杉田稔さんの町長時代に、町民の多くの、さまざまな状況のもとで合意をやっと得て、当時、精薄施設というようなことで出たというふうに思いますが、今は、知的障害者の更生施設、みどりの園が昭和48年にできたというふうに思います。お話しのように、以来40年間、営々と法人経営をされてきておりましたが、当初は町民をいろいろ説得しながら、あるいは産業界、経済界の理解を得ながら、町としても、ぜひともこういう施設を誘致しようと、設立しようという機運にやっとなって今日まで来ているというふうに思います。ですから、私の覚えているのは、当時から、それぞれ産業界の団体の推薦をもらって代表として理事に出たというようなことで、全町的に経済産業界あわせて、農業界も合わせて、こういう施設について、やり方等について論議があったというふうに思いますし、また、陸別町としても施設整備、施設新設に当たっては億単位で補助金を出しておりますから、そういう面では、私としては、えらい大変なことになったというふうに思っています。先人たちに大変申しわけないというふうに思っておりますから、この機会にぜひとも現状を十分把握して、その認識の上に新たなスタートが切れるようなことで努力していかなければならないと、こんなふうに現時点で考えているところであります。

○議長（宮川 寛君） 以上で、緊急質問を終わります。

◎日程第10 意見書案第2号TPP協定交渉参加断固反対に関する意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第10 意見書案第2号TPP協定交渉参加断固反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（吉田 功君） 朗読をさせていただきます。

TPP協定交渉参加断固反対に関する意見書。

平成25年3月15日、政府はTPP協定交渉への参加を表明し、7月には11カ国との協定交渉への参加を目指しております。TPPは関税を全て撤廃することが原則であり、海外からの大量の安価な農林水産物の流入により、農林業を基幹産業とする本町を初めとして、日本の農林水産業や農村、漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済、社会の崩壊を招くおそれがあります。

また、TPP参加に伴う農林水産業への影響は3兆円もの額と試算を発表しましたが、それに対応する措置を今後どうしていく考えなのか示されておりません。

また、TPPは、1次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など、さまざまな分野に影響を及ぼし、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題であります。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に断固反対、慎重な対応を強く求め続けております。

本町議会といたしましても、TPP交渉への参加について、引き続き、次のとおり強く要請します。

記。

TPPは、1次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など、さまざまな分野に影響が及び、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られない問題ではないことから、政府はTPP交渉への参加を見送ること。

重要品目等の関税や食の安全、安心、国民皆保険制度等が守られない場合並びにISD条項に対する懸念が払拭されない場合は、交渉から脱退することを明言すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年5月、北海道陸別町議会議長宮川寛。

○議長（宮川 寛君） 古田議員から、提出に当たっての趣旨説明を求めます。

2番古田議員。

○2番（古田英一君）〔登壇〕 ただいま事務局長が朗読いたしましたTPP協定交渉参加断固反対に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

政府は、7月にも環太平洋連携協定、TPP交渉への参加をする見通しとなりました。これは日本の食料自給率の著しい低下を招き、食料安全保障を考える上で非常に大きな危険性が増すことであり、到底受け入れられません。農林水産品における関税、自動車等の安全基準、環境基準、数値目標など、国民皆保険、公的薬価制度、食の安全安心の基準、ISD条項、政府調達、金融サービス業などに対する懸念が払拭されない場合は、交渉から脱退することを明言することを強く要望するものであります。

以上のことから、本意見書を今回の宛先に対して提出しようとするものでありますので、御理解をいただき御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（宮川 寛君） 質疑、討論を省略し、直ちに意見書案第2号を採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

意見書案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時19分